

○厚生労働省令第三十号

国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第一百五条第一項及び第三項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三十三条並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）第三十七条の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十七日

厚生労働大臣 武見 敬三

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(裁定の請求) 第三十一条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 十一 (略)</p> <p>十二 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の請求をする者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 受給権者(前年の所得(令第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。次項において同じ。)が三百七十四千円を超える者に限る。ニにおいて同じ。)の十九歳未満の控除対象扶養親族(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。)の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書</p> <p>ニ (略)</p> <p>十三 (略)</p> <p>3 前項第十二号口の障害基礎年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前年の所得が三百七十四千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 受給権者の前年の所得の額並びに法第三十六条の三第一項に規定する扶養親族等(所得税法に規定する扶養親族(三十歳以上七十歳未満の者に限る。)にあつては、控除対象扶養親族に限る。以下「扶養親族等」という。)の有無及び数並</p>	<p>(裁定の請求) 第三十一条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 十一 (略)</p> <p>十二 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の請求をする者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 受給権者(前年の所得(令第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。次項において同じ。)が三百七十四千円を超える者に限る。ニにおいて同じ。)の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。)の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書</p> <p>ニ (略)</p> <p>十三 (略)</p> <p>3 前項第十二号口の障害基礎年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前年の所得が三百七十四千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 受給権者の前年の所得の額並びに法第三十六条の三第一項に規定する扶養親族等(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)、老人扶養親族又は特定扶養親族(以下</p>

びに同法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族（以下「同一生計配偶者等」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ（略）
4～9（略）

（刑事施設に拘禁されている場合等における障害基礎年金等の支給の停止）

第三十四条の四 法第三十六条の二第一項及び昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定により読み替えられた旧法第六十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一・二（略）

（支給停止解除の申請）

第四十一条（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～九（略）
（削る）

「同一生計配偶者等」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ（略）
4～9（略）

（刑事施設に拘禁されている場合等における障害基礎年金等の支給の停止）

第三十四条の四 法第三十六条の二第一項並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第十項及び第三十二条第十一項の規定により読み替えられた旧法第六十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一・二（略）

（支給停止解除の申請）

第四十一条（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～九（略）

十 昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ 遺族基礎年金所得状況届（様式第三号）

ロ 前年の所得（経過措置政令第四十六条第七項に定めるところにより算定した額をいう。次項において同じ。）につき、受給権者の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

ハ 受給権者又は昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧法第六十六条第三項の規定に該当しない受給権者の同条第四項に規定する要件に該当する子、夫の子、孫若しくは弟妹（次項第二号において単

(削る)

3

前項第十号イの遺族基礎年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 受給権者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ 所得の額並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧法第六十六条第三項に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族又は特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ 受給権者が令第六条の二第二項第一号から第三号までの規定に該当するとき(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十四条第一項第三号に規定する控除を受けたことにより同項第一号に該当する場合を除く。次号において同じ)は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

二 昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧法第六十六条第三項の規定に該当しない受給権者であつて、子、夫の子、孫又は弟妹と生計を同じくするものにあつては、子、夫の子、孫又は弟妹の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ 所得の額並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧法第六十六条第四項に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ 子、夫の子、孫又は弟妹が令第六条の二第二項第一号から第三号までの規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

3| 第一項の申請を行う者が同時に遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく遺族厚生年金の受給権を有する場合であつて、同項の申請が当該遺族厚生年金に係る厚生年金保険法第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第三十八条第二項（昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支給停止解除の申請と併せて行われるときは、第一項の申請書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の申請書に添えなければならぬこととされた書類等のうち当該遺族厚生年金の支給停止解除の申請書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の申請書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

4| 第一項の申請を行う者が同時に遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた遺族共済年金又は平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた遺族共済年金（以下「厚生年金保険の実施者たる政府が支給する遺族共済年金」という。）の受給権を有する場合であつて第一項の申請が当該厚生年金保険の実施者たる政府が支給する遺族共済年金に係る平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第三項（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条第三項において準用する場合を含む。）又は廃止前農林共済法第二十三条の二第三項（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支給停止解除の申請と併せて行われるときは、第一項の申請書に記載することとされた事項及び第二項の規定により第一項の申請書に添えなければならぬこととされた書類等のうち当該厚生年金保険の実施者たる政府が支給する遺族共済年金の支給停止解除の申請書に記載し、又は添えたものについては、第一項及び第二項の規定にかかわ

4| 第一項の申請を行う者が同時に遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく遺族厚生年金の受給権を有する場合であつて、同項の申請が当該遺族厚生年金に係る厚生年金保険法第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第三十八条第二項（昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支給停止解除の申請と併せて行われるときは、第一項の申請書に記載することとされた事項及び前二項の規定により第一項の申請書に添えなければならぬこととされた書類等のうち当該遺族厚生年金の支給停止解除の申請書に記載し、又は添えたものについては、前三項の規定にかかわらず、第一項の申請書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

5| 第一項の申請を行う者が同時に遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた遺族共済年金又は平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた遺族共済年金（以下「厚生年金保険の実施者たる政府が支給する遺族共済年金」という。）の受給権を有する場合であつて第一項の申請が当該厚生年金保険の実施者たる政府が支給する遺族共済年金に係る平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第三項（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条第三項において準用する場合を含む。）又は廃止前農林共済法第二十三条の二第三項（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支給停止解除の申請と併せて行われるときは、第一項の申請書に記載することとされた事項並びに第二項及び第三項の規定により第一項の申請書に添えなければならぬこととされた書類等のうち当該厚生年金保険の実施者たる政府が支給する遺族共済年金の支給停止解除の申請書に記載し、又は添えたものについては、第一項から第三項ま

らず、第一項の申請書に記載し、又は添えることを要しないものとする。
(削る)

第四十六条及び第四十七条 削除

での規定にかかわらず、第一項の申請書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

6| 第一項の申請が、一月から七月までの間に支給が開始されるべきものであるときは、第三項各号中「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えるものとする。

第四十六条 昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の受給権者は、同条第十項の規定によりその例によるものとされる旧法第六十五条第一項から第四項まで、第六十六条第四項又は第六十七条第二項の規定に該当したときは、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

一 の二 個人番号又は基礎年金番号

二 遺族基礎年金の年金証書の年金コード

三 支給を停止すべき事由及びその事由に該当するに至つた年月日

2| 前項の届書には、旧法第六十五条第一項第一号に定める給付の名称、当該給付に係る制度の名称及び当該給付の額並びにその支給を受けることとなつた年月日を明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、前項の届出が、遺族基礎年金の額の全部についての支給の停止に係るものであるときは、この限りでない。

(支給停止額変更の届出)

第四十七条 昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の受給権者は、同条第十項の規定によりその例によるものとされる旧法第六十五条第三項又は第四項の規定によつて支給を停止されている当該遺族基礎年金の額につき、支給停止の額を変更すべき事由が生じたときは、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出し

(支給停止事由消滅の届出)

第四十八条 遺族基礎年金の受給権者は、法第二十条第一項、第四十一条第一項若しくは第二項又は昭和六十年改正法附則第十一条第二項の規定によつて支給停止されている遺族基礎年金につき、支給停止の事由が消滅したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、第四十一条第一項の申請書が提出された場合は、この限りでない。

一〜四 (略)

2 (略)

3 第一項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一〜七 (略)

(削る)

なければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 支給停止の額を変更すべき事由が生じた年月日

四 遺族基礎年金の年金証書の年金コード

2 前項の届書には、旧法第六十五条第一項第一号に定める給付の額を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(支給停止事由消滅の届出)

第四十八条 遺族基礎年金の受給権者は、法第二十条第一項、第四十一条第一項若しくは第二項、昭和六十年改正法附則第十一条第二項又は同法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧法第六十五条第一項から第四項まで若しくは第六十六条第三項若しくは第四項の規定によつて支給停止されている遺族基礎年金につき、支給停止の事由が消滅したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、第四十一条第一項の申請書が提出された場合は、この限りでない。

一〜四 (略)

2 (略)

3 第一項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一〜七 (略)

八 昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ 第一項の届出が、昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧法第六十五条第一項第二号又は第三号の規定に係るものであるときは、支給停止の事由が消滅した事実を明らかにすることができる書類

ロ 第一項の届出が、昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧法第六十五条第二

4
5
6 (略)

(所在不明とされた者の申請)
第五十条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければなら
ない。

一 5三 (略)

(削る)

3 (略)

(削る)

項の規定に係るものであるときは、同法第六十五条第一項第
一号に定める給付の額を明らかにすることができる書類

ハ 第一項の届出が、昭和六十年改正法附則第二十八条第十項
の規定によりその例によるものとされる旧法第六十六条第四
項の規定に係るものであつて、経過措置政令第四十六条の二
の規定により読み替えられた同項に規定する子、夫の子、孫
又は弟妹（十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終
了した者に限る。）があるときは、当該子、夫の子、孫又は
弟妹の前年の所得についての第四十一条第二項第十号ロ及び
ハ並びに同条第三項各号に掲げる書類

ニ 第一項の届出が、昭和六十年改正法附則第二十八条第十項
の規定によりその例によるものとされる旧法第六十六条第三
項又は第四項の規定に係るものであつて、同法第六十七条第
一項の規定により支給の停止を行わない事由が生じたもので
あるときは、遺族基礎年金被災状況届

4
5
6 (略)

(所在不明とされた者の申請)
第五十条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければなら
ない。

一 5三 (略)

四 昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺
族基礎年金の受給権者にあつては、第四十一条第二項第十号及
び同条第三項各号に掲げる書類

3 (略)

(昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族
基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出)

第五十一条の五 昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支
給される遺族基礎年金の受給権者は、毎年、指定日までに、指定

日前一月以内に作成された第四十一条第二項第十号及び同条第三項各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき又は当該遺族基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

(保険料一部免除の申請)

第七十七条の三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 三 (略)

四 前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が前号イからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める金額を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類(申請者が当該申請者等に係る同一の失業等について過去に行つた保険料免除等の申請において離職票等を添付している場合にあつては、二に掲げる書類を除く。)

イ (略)

ロ 申請者等の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

ハ・ニ (略)

(学生等の保険料納付の特例に係る申請)

第七十七条の四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 四 (略)

五 前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が百二十万円を超える被保険者等にあつては、次に掲げる書類(申請者が当該被保険者等に係る同一の失業等について過去に行つた保険料免除等の申請において離職票等を添付している場合にあつては、二に掲げる書類を除く。)

(保険料一部免除の申請)

第七十七条の三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 三 (略)

四 前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が前号イからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める金額を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類(申請者が当該申請者等に係る同一の失業等について過去に行つた保険料免除等の申請において離職票等を添付している場合にあつては、二に掲げる書類を除く。)

イ (略)

ロ 申請者等の十九歳未満の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

ハ・ニ (略)

(学生等の保険料納付の特例に係る申請)

第七十七条の四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 四 (略)

五 前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が百二十万円を超える被保険者等にあつては、次に掲げる書類(申請者が当該被保険者等に係る同一の失業等について過去に行つた保険料免除等の申請において離職票等を添付している場合にあつては、二に掲げる書類を除く。)

<p>イ (略)</p> <p>ロ 被保険者等の十九歳未満の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第九十九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務)</p> <p>第一百六条 法第九十九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 第三十二条第二項第五号及び第九号、第三十二条の三第二項第二号及び第六号、第三十三条第二項第二号二、第三十三条の二第二項第三号ハ、第三十五条第二項第二号及び第七号、第三十五条の二第二項第八号、第三十六条の三第二項第一号、第三十六条の四第一項、第四十一条第二項第五号、第六号及び第九号、第四十一条の三第二項第二号及び第五号、第四十八条第三項第二号、第三号及び第七号、第五十一条の三第二項第一号並びに第五十一条の四第一項の規定による指定に係る事務</p> <p>五 一五 (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ 被保険者等の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第九十九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務)</p> <p>第一百六条 法第九十九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 第三十二条第二項第五号及び第九号、第三十二条の三第二項第二号及び第六号、第三十三条第二項第六号、第三十三条の二第二項第七号、第三十五条第二項第二号及び第七号、第三十五条の二第二項第八号、第三十六条の三第二項第一号、第三十六条の四第一項、第四十一条第二項第五号、第六項及び第九項、第四十一条の三第二項第二号及び第五号、第四十八条第三項第二号、第三号及び第七号、第五十一条の三第二項第一号並びに第五十一条の四第一項の規定による指定に係る事務</p> <p>五 一五 (略)</p>
---	---

様式第三号を次のように改める。



国民年金 障害基礎年金 所得状況届

日本年金機構 殿

令和 年 月 日提出

受 給 権 者	個人番号(又は 基礎年金番号)	年金コード
	氏 名	
	住 所	
所得状況 扶養親族等・控除		所 得 状 況
①	控除対象配偶者及び扶 養親族の合計数	人 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 人) (うち特定扶養親族の数 人) (うち控除対象扶養親族の数 (19歳未満の者に限る。) 人)
	同一生計配偶者(控除対 象配偶者を除く。)の有無	有(70歳以上・70歳未満) ・ 無
②	前 年 の 所 得 額	円
控 除	雑 損	円
	医 療 費	円
	社 会 保 険 料	円
	小規模企業共済等掛金	円
	配 偶 者 特 別	円
控 除	障害者(特別障害者を除 く。)である同一生計配偶 者及び扶養親族の合計数	人
	特別障害者である同一 生計配偶者及び扶養親 族の合計数	人
	寡婦・ひとり親・勤労学生 の別	寡婦・ひとり親・勤労学生
	地方税法附則第6条第1 項の免除に係る所得額	円
※	控 除 後 の 所 得 額	円
※	審 査	
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日		市区町村長 ⑨
公的年金 受給状況	<ul style="list-style-type: none"> ・受けている ・申請中 ・受けていない 	※ 送 付 令和 年 月 日 第 号

◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。

(A列4番)

◎ ※印の欄は、記入しないでください。

◎ 字は楷書ではつきりにご記入ください。

(裏 面)

注 意

①の欄

上段には、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(注)をご記入ください。

なお、所得状況については、所得税法に定める老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)の数を()内に再掲してください。

下段には、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無をご記入ください。

②の欄

前年の所得のうち、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をご記入ください。なお、所得の額がないときは、「なし」とご記入ください。

③の欄

1 「雑損」、「医療費」、「社会保険料」、「小規模企業共済等掛金」及び「配偶者特別」は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除を受けたときは、それぞれの控除額をご記入ください。

2 「障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数をご記入ください。

3 「特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数をご記入ください。

4 「寡婦・ひとり親・勤労学生の別」は、地方税法に定める寡婦若しくはひとり親控除の適用を受ける者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。

5 「地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額」は、地方税法附則第6条第1項(肉用牛の売却による農業所得の免除)の免除を受けているときだけ、その免除に係る所得額をご記入ください。

添付書類

この届には、次の書類を添えてご提出ください。なお、これらの書類をこの届の提出先の市町村長から受けることができるとき、又は市町村長からこの届にこれらの書類に代わる証明を受けたときは、添える必要がありません。

(1) あなたの前年の所得の額が、370万4千円以下であるときは、その事実についての市町村長の証明書

(2) あなたの前年の所得の額が、370万4千円より多いとき、次の書類

イ 前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族又は特定扶養親族の数についての市町村長の証明書

ロ ③の欄に記入すべき事実があるときは、その事実についての市町村長の証明書

注) 扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限ります。

(1) 年齢 16 歳以上 30 歳未満の者

(2) 年齢 70 歳以上の者

(3) 年齢 30 歳以上 70 歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者

① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

② 障害者

③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

様式第四号を次のように改める。



(裏 面)
注 意

①の欄

災害の種類は、震災、水害、火災などの別のほか、〇〇台風などのように、なるべく詳しくご記入ください。

②の欄

- 1 財産は、被災者又はその同一生計配偶者や扶養親族の名義のものでなければなりません。
- 2 その他の財産の()には、機械、器具、荷車、漁船、牛馬、水車などの事業用の財産の別をご記入ください。

③の欄

- 1 被災前の財産の概要とその価格には

住宅については、被災前のその構造と延面積(例 木造平屋建60平方メートル)とその価格を

住宅でない建物については、店舗、工場、倉庫、納屋などの名称、構造、延面積(例 店舗木造モルタル二階建100平方メートル)とその価格を

家財については、主な家財の名称と価格の総額を

宅地については、その総面積と価格を

田畑については、その総面積と価格を

その他の財産については、数量と価格を

ご記入ください。

- 2 損害の程度とその金額には

例えば住宅については、流失、全壊、半壊若しくは土砂流入、軒下浸水若しくは床上〇〇センチメートル浸水又は全焼、半焼若しくは一部焼失のようにご記入ください。

また、田畑については、流失、冠水、土砂堆積の別とその被害面積とをご記入ください。

(老齡福祉年金支給規則の一部改正)

第二条 老齡福祉年金支給規則(昭和三十四年厚生省令第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金についての 裁定の請求)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 受給権者(前年の所得の額(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号。以下「経過措置政令」という。))第五十二条の規定により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和六十一年政令第五十三号)第一条の規定による改正前の国民年金法施行令(昭和三十四年政令第八十四号。以下「旧令」という。))第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。)が百六十九万五千円を超える者に限る。)の十九歳未満の控除対象扶養親族(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。)の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書</p> <p>二の三(五) (略)</p> <p>3 前項第二号の老齢福祉年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前年の所得の額が百六十九万五千円を超える受給権者にあつ</p>	<p>(中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金についての 裁定の請求)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 受給権者(前年の所得の額(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号。以下「経過措置政令」という。))第五十二条の規定により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和六十一年政令第五十三号)第一条の規定による改正前の国民年金法施行令(昭和三十四年政令第八十四号。以下「旧令」という。))第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。)が百六十九万五千円を超える者に限る。)の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。以下同じ。)の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書</p> <p>二の三(五) (略)</p> <p>3 前項第二号の老齢福祉年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前年の所得の額が百六十九万五千円を超える受給権者にあつ</p>

ては、次に掲げる書類

イ 受給権者の前年の所得の額並びに旧法第七十九条の二第五項において準用する旧法第六十六条（以下「旧法第六十六条」という。）第一項に規定する扶養親族等（所得税法に規定する扶養親族（三十歳以上七十歳未満の者に限る。次号において「特定年齢扶養親族」という。）にあつては、控除対象扶養親族に限る。）の有無及び数並びに同法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ（略）

三 旧法第六十六条第一項の規定に該当しない受給権者であつて、配偶者があるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者（以下単に「扶養義務者」という。）によつて生計を維持するものにあつては、当該配偶者又は扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類イ 所得の額並びに旧法第六十六条第二項に規定する扶養親族等（特定年齢扶養親族にあつては、控除対象扶養親族に限る。）の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ・ハ（略）
4・5（略）

（支給停止の解除の申請）

第三条（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 五（略）

六 受給権者（前年の所得の額が百六十九万五千円を超える者に限る。）の十九歳未満の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

七（略）

ては、次に掲げる書類

イ 受給権者の前年の所得の額並びに旧法第七十九条の二第五項において準用する旧法第六十六条（以下「旧法第六十六条」という。）第一項に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ（略）

三 旧法第六十六条第一項の規定に該当しない受給権者であつて、配偶者があるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者（以下単に「扶養義務者」という。）によつて生計を維持するものにあつては、当該配偶者又は扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類イ 所得の額並びに旧法第六十六条第二項に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ・ハ（略）
4・5（略）

（支給停止の解除の申請）

第三条（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 五（略）

六 受給権者（前年の所得の額が百六十九万五千円を超える者に限る。）の所得税法に規定する控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

七（略）

<p>3 (略)</p> <p>(支給停止の申出の撤回) 第三条の三 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二 (略)</p> <p>三 申出日の属する年の前年の所得に関する書類が提出されていないときは、次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 受給権者(前年の所得の額が百六十九万五千円を超える者に限る。)の十九歳未満の控除対象扶養親族の有無及び数に ついての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかに することができる書類又は当該事実についての申立書</p> <p>ハ (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(支給停止の申出の撤回) 第三条の三 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二 (略)</p> <p>三 申出日の属する年の前年の所得に関する書類が提出されていないときは、次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 受給権者(前年の所得の額が百六十九万五千円を超える者に限る。)の所得税法に規定する控除対象扶養親族の有無及 び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らか にすることができる書類又は当該事実についての申立書</p> <p>ハ (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	--

様式第二号を次のように改める。



国民年金老齢福祉年金所得状況届

日本年金機構 殿

令和 年 月 日提出

受 給 権 者	個人番号(又は年金 証書の記号番号)	年金コード	住 所	
	氏 名			
配 偶 者	氏 名		住 所	
① 扶 養 義 務 者 等	氏 名		住 所	
	受給権者との続柄			
所得状況 扶養親族等・控除		受給権者の所得状況	配偶者の所得状況	①の扶養義務者等の 所得状況
②	控除対象配偶者及び扶養 親族の合計数	人 (うち老人控除対象配偶者及び老 人扶養親族の合計数 人) (うち特定扶養親族の数 人) (うち控除対象扶養親族(19歳未 満の者に限る。)の数 人)	人 (うち老人扶養親族 の数 人)	人 (うち老人扶養親族 の数 人)
	同一生計配偶者(控除対 象配偶者を除く。)の有無	有(70歳以上・70歳未満)・無	有 ・ 無	有 ・ 無
③	前年の所得額	円	円	円
④ 控 除	雑 損	円	円	円
	医 療 費	円	円	円
	社 会 保 険 料	円		
	小規模企業共済等掛金	円	円	円
	配 偶 者 特 別	円	円	円
	障害者(特別障害者を除く。)で ある同一生計配偶者及び扶養 親族の合計数	人	人	人
	特別障害者である同一生計配 偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人
	障害者・特別障害者・寡婦・ひ とり親・勤労学生の特 別	障・特障・寡・ ひとり親・勤	障・特障・勤	障・特障・寡・ ひとり親・勤
地方税法附則第6条第1項の免 除に係る所得額	円	円	円	
※ 控 除 後 の 所 得 額	円	円	円	
※ 審 査				
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日 市区町村長 ⑤				
この届書に係る私並びに私の配偶者及び①の扶養義務者等(以下「私等」という。)の資産及び収入の状況につき、日本年金機構が市町村長に調査を 囑託することに同意します。 また、日本年金機構の調査の囑託に対し、市町村長が報告することにつ いて、私等が同意している旨を市町村長に伝えて構いません。 氏名 _____			※ 送 付 令和 年 月 日 第 号	

公的年金受給状況 受けている・申請中・受けていない (A列4番)

- ◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。
- ◎ 字は楷書ではっきりとご記入ください。
- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。

(裏 面)

注 意

①の欄

老齢福祉年金を受けることができる人は、あなたの子、父母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、主としてあなたの生計を維持している人についてご記入ください。

②の欄

上段には、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(注)をご記入ください。

なお、受給権者の所得状況については、所得税法に定める老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)の数を、配偶者の所得状況及び①の扶養義務者等の所得状況については、同法に定める老人扶養親族の数を、()内に再掲してください。下段には、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無をご記入ください。

③の欄

前年の所得のうち、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をご記入ください。なお、所得の額がないときは、「なし」とご記入ください。

④の欄

1 「雑損」、「医療費」、「社会保険料」、「小規模企業共済等掛金」及び「配偶者特別」は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除を受けたときは、それぞれの控除額をご記入ください。

2 「障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数をご記入ください。

3 「特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、②の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数をご記入ください。

4 「障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別」は、地方税法で定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦若しくはひとり親控除の適用を受ける者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。

5 「地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額」は、地方税法附則第6条第1項(肉用牛の売却による農業所得の免除)の免除を受けているときだけ、その免除に係る所得額をご記入ください。

添付書類

この届には、次の書類を添えてご提出ください。なお、資産及び収入の状況につき日本年金機構が市町村長に調査を嘱託することに同意するとき、又は市町村長からこの届にこれらの書類に代わる証明を受けたときは、添える必要がありません。

1 あなたの前年の所得の額が、169万5千円以下であるときは、その事実についての市町村長の証明書

2 あなたの前年の所得の額が、169万5千円より多いときは、次の書類

(1) 前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族及び特定扶養親族の数についての市町村長の証明書

(2) ④の欄に記載すべき事実があるときは、その事実についての市町村長の証明書

3 あなたの前年の所得額が169万5千円(同一生計配偶者及び扶養親族があるときは、169万5千円にその者1人につき38万円(その者が、同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族であるときは、その者1人につき48万円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満に限る。))であるときは、その者1人につき63万円)を加算した額とする。)以下である場合で、配偶者又は①の欄に記載すべき者があるときは、これらの者の所得について、前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに老人扶養親族の数についての市町村長の証明書、並びに上記2の(2)に掲げる書類

注) 扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限ります。

(1) 年齢 16 歳以上 30 歳未満の者

(2) 年齢 70 歳以上の者

(3) 年齢 30 歳以上 70 歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者

① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

② 障害者

③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38 万円以上受けている者

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則(平成十七年厚生労働省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定の請求) 第一条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>九の二 請求者(前年の所得(令第四条第一項の規定により計算した額をいう。次号、次項並びに第七条の四第二項第一号及び第二号において同じ。))が三百七十四千円を超える者に限る。 (<u>の十九歳未満の控除対象扶養親族(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象扶養親族をいう。次項において同じ。))の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書</u>)</p> <p>九の三・十 (略)</p> <p>3 前項第九号の特別障害給付金所得状況届には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前年の所得が三百七十四千円を超える請求者 次に掲げる書類</p> <p>イ 請求者の前年の所得の額、法第九条に規定する扶養親族等(所得税法に規定する扶養親族(三十歳以上七十歳未満の者に限る。))にあつては、控除対象扶養親族に限る。の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)、老人扶養親族又は特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書</p> <p>ロ (略)</p>	<p>(認定の請求) 第一条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>九の二 請求者(前年の所得(令第四条第一項の規定により計算した額をいう。次号、次項並びに第七条の四第二項第一号及び第二号において同じ。))が三百七十四千円を超える者に限る。 (<u>の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。))の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書</u>)</p> <p>九の三・十 (略)</p> <p>3 前項第九号の特別障害給付金所得状況届には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前年の所得が三百七十四千円を超える請求者 次に掲げる書類</p> <p>イ 請求者の前年の所得の額、法第九条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)、老人扶養親族又は特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書</p> <p>ロ (略)</p>

4
(略)

4
(略)

様式第一号（裏面）を次のように改める。



(裏 面)

注 意

①の欄

上段には、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(注)をご記入ください。なお、特別障害給付金の受給資格者の所得状況については、所得税法に定める老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)の数を()内に再掲してください。

下段には、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無をご記入ください。

②の欄

前年の所得のうち、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をご記入ください。なお、所得の額がないときは、「なし」とご記入ください。

③の欄

- 1 「雑損」、「医療費」、「社会保険料」、「小規模企業共済等掛金」及び「配偶者特別」は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除に相当する控除を受けたときは、それぞれの控除額をご記入ください。
- 2 「障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数をご記入ください。
- 3 「特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数をご記入ください。
- 4 「寡婦・ひとり親・勤労学生の別」は、地方税法に定める寡婦若しくはひとり親控除の適用を受ける者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 5 「地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額」は、地方税法附則第6条第1項(肉用牛の売却による農業所得の免除)の免除を受けているときだけ、その免除に係る所得額をご記入ください。

添付書類

この届には、次の書類を添えてご提出ください。なお、資産及び収入の状況につき日本年金機構が市町村長に調査を囑託することに同意するとき、又は市町村長からこの届にこれらの書類に代わる証明を受けたときは、添える必要がありません。

- 1 あなたの前年の所得の額が、370万4千円以下であるときは、その事実についての市町村長の証明書
- 2 あなたの前年の所得の額が、370万4千円より多いときは、次の書類
 - (1) 前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族又は特定扶養親族の数についての市町村長の証明書
 - (2) 控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類
 - (3) ③の欄に記入すべき事実があるときは、その事実についての市町村長の証明書
 - (4) 本年に災害のため損害を受け、その損害金額が自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の住宅、家財その他の財産の価格のおおむね2分の1以上であるときは、特別障害給付金被災状況届

注) 扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限ります。

- (1) 年齢16歳以上30歳未満の者
- (2) 年齢70歳以上の者
- (3) 年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者
 - ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 - ② 障害者
 - ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則(平成三十年厚生労働省令第百五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定の請求) 第三十二条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>二 請求者(前年(一月から九月までの月分の障害年金生活者支援助給付金については、前々年。次項において同じ。))の所得(令第十条第一項の規定によって計算した所得の額をいう。次項並びに第四十七条第二項及び第三項において同じ。))が四百七十二万円を超える者に限る。)</p> <p>三 十九歳未満の控除対象扶養親族(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。))の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 前項第三号の障害・遺族年金生活者支援助給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前年の所得が四百七十二万円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 請求者の前年の所得の額並びに法第十五条第一項に規定する扶養親族等(所得税法に規定する扶養親族(三十歳以上七十歳未満の者に限る。))にあつては、控除対象扶養親族に限る。以下「扶養親族等」という。))の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。))、老人扶養親族又は特定扶養親族(以下「同一生計配偶者等」という。))の有無及び数についての市町村長の証明書</p>	<p>(認定の請求) 第三十二条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>二 請求者(前年(一月から九月までの月分の障害年金生活者支援助給付金については、前々年。次項において同じ。))の所得(令第十条第一項の規定によって計算した所得の額をいう。次項並びに第四十七条第二項及び第三項において同じ。))が四百七十二万円を超える者に限る。)</p> <p>三 十九歳未満の控除対象扶養親族(法律第三十三号)に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。))の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 前項第三号の障害・遺族年金生活者支援助給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前年の所得が四百七十二万円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 請求者の前年の所得の額並びに法第十五条第一項に規定する扶養親族等(以下「扶養親族等」という。))の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。))、老人扶養親族又は特定扶養親族(以下「同一生計配偶者等」という。))の有無及び数についての市町村長の証明書</p>

<p>4 ↳ 6 (略)</p> <p>ロ (略)</p>	<p>(認定の請求)</p> <p>第四十七条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>三の二 請求者(前年(一月から九月までの月分の遺族年金生活者支援助給付金については、前々年。次項において同じ。)の所得が四百七十二万円を超える者に限る。)の十九歳未満の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書</p> <p>四 (略)</p> <p>3 ↳ 6 (略)</p>
<p>4 ↳ 6 (略)</p> <p>ロ (略)</p>	<p>(認定の請求)</p> <p>第四十七条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>三の二 請求者(前年(一月から九月までの月分の遺族年金生活者支援助給付金については、前々年。次項において同じ。)の所得が四百七十二万円を超える者に限る。)の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書</p> <p>四 (略)</p> <p>3 ↳ 6 (略)</p>

様式第二号を次のように改める。



障害
遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届

日本年金機構理事長 殿

令和 年度 令和 年 月 日提出

請 求 者	個人番号(又は基礎年金番号) 年金コード		
	氏 名		
	生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和	年 月 日
	住 所		
	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 <small>注) 扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限ります。 (1) 年齢16歳以上30歳未満の者 (2) 年齢70歳以上の者 (3) 年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者 ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ② 障害者 ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払38万円以上受けている者</small>		人
	同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の有無	有（70歳以上・70歳未満） ・ 無	
	前 年 所 得 合 計 額		円
	雑 損		円
	医 療 費		円
	社 会 保 険 料		円
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金		円
	配 偶 者 特 別		円
	控 除 障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者、扶養親族及び同一生計配偶者の合計数		人
	特別障害者である控除対象配偶者、扶養親族及び同一生計配偶者の合計数		人
	障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	障 ・ 特障 ・ 寡 ・ ひとり親 ・ 勤	
地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額		円	
※ 控 除 後 の 所 得 額		円	
そ の 他			
※ 審 査			
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日			
			市町村長 ⑨

◎ ※印の欄は、記入しないでください。

- 備 考 1. 用紙の寸法は、A列4番とする。
2. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和四年以前の年の所得に係る障害基礎年金所得状況届、老齢福祉年金所得状況届、特別障害給付金所得状況届及び障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例による。

2 令和四年以前の年の所得に係る国民年金法施行規則の規定による保険料免除、学生等の保険料納付の特例及び保険料の免除の特例の申請に添えるべき書類については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。